

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県教育委員会は、公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県教育委員会

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公立高等学校における高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得が一定基準未満のものに対して、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の課税所得額、市町村民税調整控除額及び均等割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、認定審査を行う。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、高等学校就学支援金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の123の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岐阜県教育委員会教育財務課
②所属長の役職名	教育財務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県教育委員会教育財務課 〒500 8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-8734
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を入手する際、郵送の場合は簡易書留により提出させ、郵送と手交いずれの場合も身分証明書による本人確認を徹底している。特定個人情報の入手後は鍵付きの金庫で厳重に管理している。また、不要な文書を廃棄する際は必要な特定個人情報を誤廃棄しないよう、ダブルチェックを行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

教育財務課及び学校において、特定個人情報を入手した際は、鍵付きの金庫で保管し、併せて管理管理簿への記載を徹底している。また、入手した特定個人情報は、5年保管とし、誤廃棄をしないように気を付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	教育財務課長 松原正隆	教育財務課長 小林法良	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成28年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成28年10月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年10月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	教育財務課長 小林 法良	教育財務課長 林 裕久	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年10月15日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・公立高校に通う生徒で、市町村民税所得割額が一定額未満のものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	・公立高校に通う生徒で、保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が一定額未満のものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年10月15日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年10月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月21日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年6月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月24日	Ⅰ 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・公立高校に通う生徒で、保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が一定額未満のものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	・公立高校に通う生徒で、保護者等の所得が一定基準未満のものに対して、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の課税所得額、市町村民税調整控除額及び均等割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、認定審査を行う。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和6年1月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	様式	平成31年1月 様式2	令和6年10月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表の123の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	IV リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	十分である	提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和7年3月21日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。